別添五十一2・5・中「第41条の４」を「第41条の５」に改め、同別添2・5・25・中「側方」を「前方（被牽引自動車の前方に限る。）、側方」に改め、同別添2・32・1・の次に次を加える。

2.33.　「後面衝突警告表示灯」とは、自動車の後方にある交通と衝突するおそれがある際に灯火装置を点滅させることにより、衝突するおそれがあることを、自動車の後方の他の交通に対し知らしめる装置をいう。

別添五十一3・9・11・中「及び緊急制動表示灯」を「、緊急制動表示灯及び後面衝突警告表示灯」に改め、同別添3・11・1・のただし書を削り、同別添3・11・1・を3・11・1・1・とし、同別添3・11・の次に次を加える。

3.11.1.　3.11.の規定は、3.11.1.1.から3.11.2.までのいずれかの条件を満たす場合においては、適用しない。

別添五十一3・11・2・を3・11・1・2・とし、同別添3・11・3・を3・11・2・とし、同別添3・11・4・を3・11・3・とし、同別添3・15・中「非常点滅表示灯　橙色」を「非常点滅表示灯　橙色」に、「側面及び後面に」を「前面（被牽引自動車の前面に限る。）、側面後面衝突警告表示灯　橙色」に、「側面に備えるものにあっては白色」を「前面に備えるものにあっては白色、側面に備えるものにあっては白色」に改め、同別添4・1・9・1・中「300,000cd」を「430,000cd」に、「3,000」を「4,300」に改め、同別添4・3・6・1・2・1・中「－1.0％から－2.5％まで」を「－1.0％から－3.0％まで」に、「－1.5％から－3.0％まで」を「－1.5％から－3.5％まで」に改め、同別添4・8・7・2・中「、当該自動車が衝突事故にあった場合及びその他衝突事故となるおそれがある場合」を「及び当該自動車が衝突事故にあった場合」に改め、「この場合において、急激な減速に連動して自動的に作動するものであってはならない。」を削り、同別添4・9・6・中「又は」を「若しくは」に改め、「操作している場合」の下に「又はアクセル操作装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した際に別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合」を加え、「制動灯及び補助制動灯は、アクセル操作装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した場合に点灯してはならない。」を削り、同別添4・22・6・1・中「後部に」を「後部及び前部に」に改め、「後端」の下に「及び前端」を、「後方」の下に「及び前方」を加え、「図１参照」を「図１ａ及び図１ｂ参照」に改め、同別添4・22・7・2・中「後面」の下に「及び前面」を加え、同別添4・23・9・2・中「300,000cd」を「430,000cd」に、「3,000」を「4,300」に改め、同別添4・25・3・の次に次を加える。

4.26.　後面衝突警告表示灯

4.26.1.　備付け

自動車には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。

後面衝突警告表示灯は、全ての方向指示器が同時に作動することにより点滅光を発するものでなければならない。この場合において、方向指示器と同時に使用する場合に限り、補助方向指示器を後面衝突警告表示灯として使用してよいものとする。

4.26.2.　数

後面衝突警告表示灯の数は、4.6.3.又は4.7.3.を準用する。

4.26.3.　配置

後面衝突警告表示灯の配置は、4.6.4.を準用する。

4.26.4.　取付位置

後面衝突警告表示灯の取付位置は、4.6.5.又は4.7.4.を準用する。

4.26.5.　幾何学的視認性

後面衝突警告表示灯の幾何学的視認性は、4.6.6.を準用する。

4.26.6.　電気結線

4.26.6.1.　後面衝突警告表示灯は、4.0±1.0Hzの周波数で点滅するものでなければならない。

4.26.6.1.1.　後面衝突警告表示灯として用いる灯火のうち、車両後部の後面衝突警告表示灯のいずれかがフィラメント光源を使用している場合にあっては、前項の規定にかかわらず、4.0＋0.0／－1.0Hzの周波数で点滅するものでなければならない。

4.26.6.2.　後面衝突警告表示灯は、他の灯火等からは独立して作動するものでなければならない。

4.26.6.3.　後面衝突警告表示灯は、自動的に作動及び停止するものでなければならない。

4.26.6.4.　方向指示器、非常点滅表示灯又は緊急制動表示灯が作動している場合においては、後面衝突警告表示灯は作動してはならない。

4.26.6.5.　後面衝突警告表示灯は、以下の条件においてのみ作動することとする。

V_r（km／h）	作動条件
V_r＞30km／h	ＴＴＣ≦1.4
V_r≦30km／h	ＴＴＣ≦1.4／30×V_r

V_r（相対速度）　：後面衝突警告表示灯を装着した車両と、同一レーン上の後続車両との速度の差

ＴＴＣ（衝突までの時間（ｓ））：相対速度が一定であると仮定した際の後面衝突警告信号を装着した車両と後続車両が衝突するまでの予想時間

4.26.6.6.　後面衝突警告表示灯の作動時間は、３秒以下とする。

4.26.7.　点灯操作状態表示装置等

自動車には、後面衝突警告表示灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置を備えることができる。

別添五十一別紙８を次のように改める。

別紙８　自動車の後面、前面及び側面に備える再帰反射材の視認性

図１ａ：後面

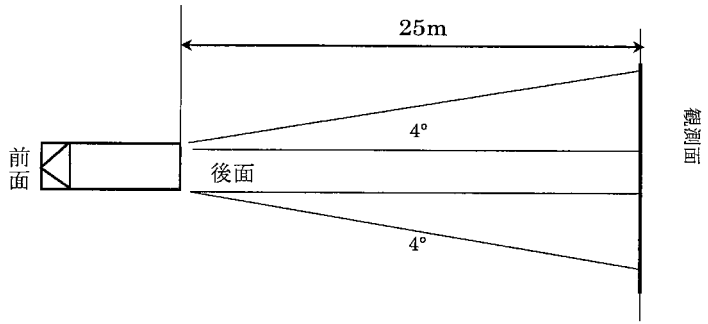


図１ｂ：前面（被牽引自動車のみ）

